第51号議案

第2次久留米市立小学校統合基本計画の決定及び久留米市立 小学校の廃止について

上記の議案を提出する。 令和5年8月28日 教育長 井 上 謙 介

提案理由

第2次久留米市立小学校統合基本計画【案】について保護者や地域と協議を重ねた結果、統合を進めること及び統合に関する具体的事項を協議する統合準備協議会を設置することの了承が得られたため、第2次久留米市立小学校統合基本計画を決定し、本計画の対象校である、久留米市立青峰小学校を廃止するものである。

久留米市立小学校の学校統合について

第51号議案 第2次久留米市立小学校統合基本計画の決定及び 久留米市立小学校の廃止について 第52号議案 久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例 に係る意見の申出について

1 概要

久留米市立小学校小規模化対応方針(平成30年10月に策定)に基づき、青峰小学校・高良内小学校の組み合わせによる統合を実施するため、「第2次久留米市立小学校統合基本計画」を決定し、青峰小学校を廃止するものです。

また、市議会9月定例会において、「久留米市立小学校設置条例の一部を改 正する条例」の議案を提案するため、意見の申出をお願いするものです。

2 経過の概要

市教育委員会では、これまで市長部局と連携を図りながら、対象となる保護者や地域等への説明会や協議を重ねてきました。

このたび、両校の保護者及び校区コミュニティ組織との間で、統合及びそのための準備を進めることについて了承を得られたため、統合の基本的な事項を定める「第2次久留米市立小学校統合基本計画」を決定するものです。

時 期	経過の概要
令和 4 年 12 月	・青峰小保護者や地域を対象に「今後の青峰小学校の今
	後のあり方について」説明会を開催
令和5年2月	第2次久留米市立小学校統合基本計画」【案】を公表
令和5年3月	・青峰小及び高良内小の保護者や地域を対象に、説明会
	を開催
令和5年4月	・青峰小及び高良内小の保護者や地域と協議
~6 月	・説明会開催、質問意見の募集、個別相談会等を実施し、
	統合及びその準備を進めることを了承
令和5年7月	・青峰小及び高良内小の保護者や地域から「久留米市立
~8 月	青峰・高良内小学校統合準備協議会」の委員選出

3 第2次久留米市立小学校統合基本計画の概要

(1)統合対象校と組み合わせ

統合の対象校	青峰小学校
統合の組み合わせ	高良内小学校と統合

(2)統合の実施時期

統合の実施時期	令和7年4月1日
---------	----------

(3)統合に向けた取組項目

取組項目	取組の内容
	〇事前交流の実施
	〇スクールカウンセラーの拡充
児童の安全・安心のための取組	〇教職員配置の工夫
	〇高良内小学校の改修
	〇通学路の危険箇所への対応 など
その他、統合に伴う協議・検討課題	<u> </u>
〇通級指導教室 〇学童保育	育所
〇地域の活性化(跡地の利活用を記	含む) など

4 統合に向けた準備

(1) 久留米市立青峰。高良内小学校統合準備協議会(仮称)

小学校統合を円滑に進めるため、保護者、地域、学校、市教育委員会で 構成する協議会を設置します。

(2)協議会での主な検討事項

小学校統合準備協議会では、主に以下のような事項について、検討を行っていきます。

主な検討事項

- ・ 通学路の安全
- ・ 統合前の交流学習、合同行事の実施
- ・ 高良内小学校の施設改修
- ・ 閉校式等式典行事の実施 など

5 久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

(1) 改正内容

市が学校教育法に基づき設置する小学校について、市立青峰小学校の廃 止に伴い、条例第2条の表を改正するものです。

(2)施行日

令和7年4月1日

● 参考資料

1 統合前後の学級数と児童数について

統合前(令和5年5月1日現在)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
青峰小	学級数	1	1	1	1	1	1	6
小	児童数	6	6	7	9	10	11	49 (56)
高良	学級数	3	3	3	3	3	3	18
高良内小	児童数	74	90	91	73	84	74	486 (513)

 \downarrow

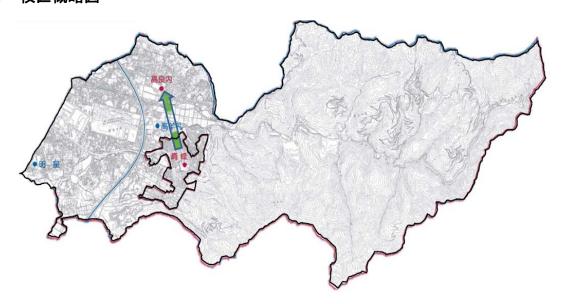
統合後(令和7年5月1日見込み)

	_	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
高良内小	学級数	3	3	3	3	3	3	18
内小	児童数	93	90	75	95	96	79	528 (546)

※通常学級の学級数・児童数。

ただし、合計()は特別支援学級の児童数を含む全児童数。

2 校区概略図



3 青峰小・高良内小の概要

●青峰小学校の概要

児童数 56名(令和5年5月1日現在)

・創立年 昭和 48 年

(令和5年度;創立51年目)

・卒業者数 3,496名(令和4年度まで)

• 所在地 久留米市青峰 2 丁目 7-1

●高良内小学校の概要

· 児童数 513 名 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

・創立年 明治 11 年

(令和5年度;創立145年目)

• 卒業者数 11,471 名 (令和4年度まで)

· 所在地 久留米市高良内町 523-1

小学校統合基本計画

次久留米市立

Ø

紙

쌔

第2次久留米市立小学校統合基本計画 匹 **∜**1 久留米市教育委員 ω (削除) 件 修正後 Ŋ 뫔 作

> Ø 件 Ŋ

匹

久留米市教育委員会

5 2 $^{\circ}$ \Im \mathcal{S} 5 \mathcal{S} ٢ 쯸 \mathcal{C} \mathcal{C} 卅 数の推計に IJ 6 数の推移 ٣ #6 囝 胀 榝 袋 画 盂 扑 釥 ₩ 鮰 修正後 次 革 数 数 柆 Ш 丰 ŲΠ Ĭ 丰 留米市立小学校統 良内小学校の児 いって 良内小学校の児 及 苓 敋 合わせにし Ш 6 깸 孙林 **も** す **取** 渖 新郡 47 核 何 升 £ ± 硘 な 巛 な 硘 廿 の総の 侸 浬 胀 澔 汝久 衣 升 6 6 < 6 < 6 IJ 6 繿 雪 ŲΠ 雪 ほじめに Ø Ų□ **∜**□ Ų□ ҉⊓ **Ų**□ Ų□ 狁 狁 丰 统 統 統 緃 桀 紙 卌 **水** 縮 資 9 $^{\circ}$ ო 4 Ŋ _ α က 5 5 $^{\circ}$ $^{\circ}$ \mathcal{S} \Im しいて ٢ 쯸 \mathcal{C} 卅 IJ の推計に 6 の推移 ٣ ₩ 汜 級数 数 兆 鉖 圄 小 盂 孙 次 ₩ 鮰 当初案 Ш 以存 革 数 数 ŲΠ 盄 ≣ の組み合わせについて 学校の名称及 青峰小・高良内小学校の児 留米市立小学校統 ・高良内小学校の児 Ш に向けた取組項 の組み合わせ 溜 施斯 **黎** の進め方 甘 女 ₩ 久 の方 青峰小 次 6 資料編 **√**□ ◁□ **√**□ **∜**□ IJ **∜**□ **∜**□ B 緓 狁 飨 飨 飨 紩 飨 紙 本緇 じ せ $^{\circ}$ ო 4 Ŋ 9 $^{\circ}$ ო

修正後 修正後	本
当初案	★

ほじめに

+П 新型 進行している中、今後は、新らに少子化が進む見込みです 人口減少、少子高齢化が 感染症の影響で出生率が低下し、さ 現在、

入学する児童が減少することで小規模 まれてい が見込ぎ حل Ŋ くこと このため市立小学校においても、入学するが進み、複式学級が発生する学校が増え 化が進 to

い ら か 速や さる。れてる。 り合う2つの学年の児童数の合計場合は8人以下の場合)に編制さの直接指導の時間が約半分となる、教育的な課題が大きいことから、教育的な課題が大きいことから 6人以下の場合(第1学年を含む場のです。複式学級では、教員からの集団による話し合いが難しいなど、かな対応が求められます。 9 , W 法律に基づ 複式学級は

B

する市立小学校の課題等に対応するたについて、平成30年10月に「久留 \mathbb{H} 久留米市教育委員会は、小規模

定めました。 対応検討の優先順位について、既に複 今後、複式学級の発生が見込まれる学 る学校とし、その対応の基本方策は、 め、その基本的な考え方や方向性等に 米市立小学校小規模化対応方針」を定 この方針では、小規模校における対 式学級が発生している学校、次に、今 校、そして、望ましい学校規模を下回、 学校の統合としています。 П

めんい ク留 ネマット $\hat{\gamma}$ 小学校と城島小学校の統合を進 ついて定め、令和3年4月に、 い、複式学級が解消したところ 基本計画」では、この方針に の具体的かつ基本的な事項に めてとなる小学校の統合を行 式学級が発生していた下田小・浮島 「第1次久留米市立小学校統合 へため 市 行 数

なの事 】」では、令和5年度に複式て、速やかな学校統合を進 のなず 、統合の組み合わせや統合まな事項について定めるもので [案]]では を対象とし 本計画 4 「第2次久留米市立小学校統合基学級の発生が見込まれる青峰小学校めていくため、市教育委員会におい順、実施時期など、具体的かつ基本

<u>に</u>

+現在、人口減少、少子高齢化が進行している中、今後は、新染症の影響で出生率が低下し、さらに少子化が進む見込みです

で小規模 まれてい 市立小学校においても、入学する児童が減少すること 複式学級が発生する学校が増えていくことが見込ま このため引 ごが進み、行

4 4 1 速 10 حل さるられて、 数の合計が 複式学級は、法律に基づき、隣り合う2つの学年の児童数の合う人以下の場合(第1学年を含む場合は8人以下の場合)に編制のです。複式学級では、教員からの直接指導の時間が約半分となる種間による話し合いが難しいなど、教育的な課題が大きいことからかな対応が求められます。 久留米市教育委員会は、小規模化する市立小学校の課題等に対応するた、その基本的な考え方や方向性等について、平成30年10月に「久留:市立小学校小規模化対応方針」を定めました。この方針では、小規模校における対応検討の優先順位について、既に複:学級が発生している学校、次に、今後、複式学級の発生が見込まれる学 め米

て、望ましい学校規模を下回る学校とし、その対応の基本方策は、 としていま $\triangleleft \Box$ そのし統 、核 式校学

久留米 S Y 複 for 「第1次久留米市立小学校統合基本計画」では、この方針に基づき式学級が発生していた下田小・浮島小学校と城島小学校の統合を進めくための具体的かつ基本的な事項について定め、令和3年4月に、久市で初めてとなる小学校の統合を行い、複式学級が解消したところで

青摩 会か 具体的 「第2次久留米市立小学校統合基本計画」は、令和5年度に複式学 編制基準に該当し、その後の児童数推計で拡大・固定化が見込まれる。 小学校を対象として、速やかな学校統合を進めていくため、市教育委」 において、統合の組み合わせや統合までの手順、実施時期など、具体E つ基本的な事項について定めるものです。

基本計画決定までの手順 2次久留米市立小学校統合 紙

この計画【案】の内容は、市教育委員会における現段階での【案】となっています。市教育委員会は、この【案】に基づき、統合の対象となる学校の保護者や地域住民の方々等と十分な協議・調整等を経た上で、計画として決定します。

【本計画決定までの手順】

での手順 囝 水 5合基本計画 立 小 学 校 約 「第2次久留米市

ついて、保護者や地域住民の方 本計画【案】の内容等に と十分な協議・調整 崇

Q

で統合準備協議会設置を了承 保護者会や地域総会な

を市教育委員 校統合基本計画」 第2次久留米市立小学 おいて正式に決定 会に

統合の対象校 $^{\circ}$

心力軒」に基づき、速やかに、必要とな和5年度に複式学級を編制する見込み、 「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき、速やかにる学校規模を確保するために、令和5年度に複式学級を編制である学校を統合の対象校とします。

【統合の対象校

統合の対象校	複式学級編制の状況
青峰小学校	令和5年度より編制する見込み

修正後

2次久留米市立小学校統合基本計画決定までの手順 笰

この計画は、市教育委員会が、まず「第2次人留米市立小学校統合基本計画【案】」を作成し、その【案】に基づき、統合の対象となる学校の保護者や地域住民の方々等と十分な協議・調整等を経た上で、決定したもの でか

【本計画決定までの手順】

決定までの手順 第2次久留米市立小学校統合基本計画」

計画【案】の内容等について、保護者や地域住民の方々等 と十分な協議・調整

保護者会や地域総会などで統合準備協議会設置を了承

を市教育委 2次久留米市立小学校統合基本計画」 会において正式に決定 黑

 ${\rm Im} \langle$

統合の対象校 0

る学校規模を確保するために、令和5年度に複式学級の編制基準に該当し、その後の児童数推計で拡大・固定化が見込まれる学校を統合の対象校とします。

【統合の対象校】

() と と と と と と と と と と	復式字談鞴削の状況
青峰小学校	令和5年度より編制基準に該当

統合の組み合わせ

える観点から、望ましい学校規模が確 している小学校及び進学先の中学校区 します り良い教育条件・教育環境を整れる組み合わせを基本に、隣接ある小学校同士の組み合わせと 保内さに

高良内小学校のみとなっています。ま 高年礼中学校であり、同じ中学校区内 、統合の組み合わせ校は、高良内小学 峰小学校に隣接する小学校は高良内小学校のみ 青峰小学校の進学先の中学校は高年礼中学校であ 良内小学校も含まれることから、統合の組み合わ 47. 42 ,恒 たに校

ふをる 複数の学級で構成される規模 でか 、 1 子午 ルr : れる見込み: 学年が \vdash この組み合わせにより しい学校規模が確保さ

語

合の組み合わせ】 【鈴

組み合わせ校	高良内小学校
統合の対象校	青峰小学校

学校の名称及び位 統合の方式、 4

まえ、現在の高良内小学校の校舎を使 い教育条件・教育環境を整えるために、 学校規模や児童等へ い編入統合とし、 統合の方式は、速やかに、より良い。大規模な学校施設の整備等を伴わないの総合的な影響、開校の経過等も踏ま用します。

ردً 編入先の学校の現行 及び位置は、 統合後の学校の名称 したがって、ずとします。 5

₩

肥 及び位 苓 合後の学校の名 쐹 낶 の方 ҉⊓ 【新·

+ <		統合後の学校
抗ロのクス	名称	位置
編入統合	高良内小学校	久留米市高良内町523番地1

修正後

統合の組み合わせ

 \mathfrak{S}

り良い教育条件・教育環境を整える観点から、望ましい学校規模が確れる組み合わせを基本に、隣接している小学校及び進学先の中学校区 せに 4 保内

た、青峰小学校の進学先の中学校は高年礼中学校のみとなっています。まに高良内小学校も含まれることから、統合の組み合わせ校は、高良内小学校とします。 にある小学校同士の組み合わせとします。 青峰小学校に隣接する小学校は高良内小学校のみ

話 10 である の組み合わせにより、1学年が複数の学級で構成される規模 い学校規模が確保される見込みです。

【統合の組み合わせ】

ットロ 1ノ ピ 1次	良内小学校
ボロ の 刈 多 次 一 和	青峰小学校 高

統合の方式、学校の名称及び位置 4

大規模な学校施設の整備等を伴わない編入統合とし、学校規模や児童等への総合的な影響、開校の経過等も踏まえ、現在の高良内小学校の校舎を使用します。 速やかに、より良い教育条件・教育環境を整えるために、 合の方式は 辫

ردً 合後の学校の名称及び位置は、編入先の学校の現行。 統 たがって、 40 ₩ ٦ م

₩

統合後の学校の名称及び位置、 낶 の方 ҉⊓ 【新 ·

4		肌口後以子校
有口のクガ	名称	位置
編入統合	高良内小学校	久留米市高良内町523番地1

統合の進め方

2

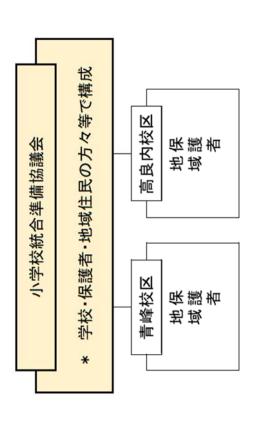
な統合に向けて行っておくべき準備等 いては、本計画決定後、学校、保護者、 i備協議会を設置して進めます。 具体的に調整すべき事項や円滑なの検討(事前交流の実施など)につい地域住民の方々等で構成する統合準

め方 【統合の進

め方 統合の進

10 準備協議会を設置す ・地域住民の方々等で構成) 円滑に進めるために統合 (学校・保護者

\land メ シ 図 **∼** ∨



統合の実施時期 9

統合の実施時期は、令和7年4月1日を目指します。本計画決定後、統合にかかる学校同士の児童や教職員等による事前交流の実施のほか、統合準備協議会での具体的な協議・調整等を行うために、の年度を確保した上で、統合を実施します。 崇

統合の進め方

2

修正後

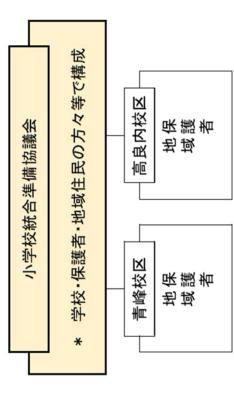
具体的に調整すべき事項や円滑な統合に向けて行っておくべき準備等の検討(事前交流の実施など)については、学校、保護者、地域住民の方々等で構成する統合準備協議会を設置して進めます。

め方】 【統合の進

統合の進め方

10 円滑に進めるために統合準備協議会を設置す (学校・保護者・地域住民の方々等で構成)

し ジ 図 メイト



統合の実施時期 9

統合の実施時期は、令和7年4月1日とします。 統合にかかる学校同士の児童や教職員等による事前交流等の実施のほか、統合準備協議会での具体的な協議・調整等を行うために、一の年度以上の準備期間を確保した上で、統合を実施します。

() 一ル(予 Н 【具体的な手順やスケジ

具体的な手順やスケジュール(予定)	・本計画【案】を保護者や地域住民の方々等と協議	・保護者会や地域総会などで統合準備協議会設置を了承	教育委員会で本計画を決定・市議会で小学校設置条例一部改正の議決 (=統合の正式決定)	※統合に向けた準備期間(約1年半) ・統合準備協議会の設置と統合に向けた取組項 目の協議・調整	統合校スタート
此	~R5年6月	R 5年7月頃	R 5 年 9 月	R5年10月~ R7年3月	R 7 年 4 月

統合に向けた取組項目

取り組みます。具体的な内容について整を行います。 統合に向け、以下の項目について は、統合準備協議会において協議調

炒 と内内 Ш 【取組項

取組項目	取組の内容
	○事前交流の実施 ○スクールカウンセラーの拡充
H \$\delta\$	○教職員配置の工夫
単ク女士・女心のための状	〇高良内小学校の改修
	○通学路の危険箇所への対応
	など
その 年 会に 伴う 位議・ 辞計理	題

- ○通級指導教室○地域の活性化
- *4 会む) 刑 ○学童保育(跡地の利活用を

کِ

修正後

【具体的な手順やスケジュール】

	具体的な手順やスケジュール
D 1 年 1 9 日	・保護者や地域住民の方々を対象に説明会等を開催
N4 + 1 6 月 0 D F 年 7 日	・計画【案】を保護者や地域住民の方々等と協議
~ N 3 + 1 A	・保護者会や地域総会などで統合準備協議会設置を了承
пскон	- 株式本田令人大学出版社
HO+CN	・教員教員方に全計画を伏足
D E 年 O 日	・市議会で小学校設置条例一部改正の議決
H A + C U	(=統合の正式決定)
D E 年 1 O 日 -	※統合に向けた準備期間(約1年半)
N 3 牛 1 0 月 ~ D 7 年 9 日	・統合準備協議会の設置と統合に向けた取組項目の協
итэн	議・調整
1	1 2 1 1 V 4 7
R7年4月	統合校スタート

統合に向けた取組項目 _

具体的な内容について 統合に向け、以下の項目について取り組みます。は、統合準備協議会において協議調整を行います。

【取組項目と内容】

取組の内容	○事前交流の実施○スクールカウンセラーの拡充○教職員配置の工夫○高良内小学校の改修○通学路の危険箇所への対応など	見書
取組項目	児童の安全・安心のための取組	その生 徐今に伴ら拉議・路計画

トの句、特面に作り 慰職

ردً *4

修正後	(本) (本)
当初案	文字

学級数の推移について 青峰小・高良内小学校の児童数

华 2 $\hat{\varphi}$ 移は以下のとおりとなっています 0 年度 と高良内小学校の昭和 5 象校である青峰小学校 5 での児童数・学級数の推 統合の対象和4年度まで

学級数の推移 (1) 統合の対象校における児童数

20 19 20 22 24

学級

内小

22

22

22 23

22

20

22 22

22

22 22 22 22

22

22 22

22

23

21

	+	-	4	-			+	-	
4 中	世	//	回区区	下 下	中	Jh	世	: /]>	。同以
‡ ¤	児童	学級	児童	学級	†	יא	児童	学級	児童
850	419	13	882	20	H11		359	13	029
\$51	556	16	662	21	H1,	2	351	13	929
\$52	633	18	872	24	H	လ	342	13	299
\$53	758	21	894	24	H1,	4	339	13	169
\$54	968	24	096	24	H1	5	335	13	749
S55	626	26	926	24	H16		292	14	169
856	1,021	27	1,012	25	Ξ	7	294	13	681
S57	1,037	25	1,026	25	H18	ω.	286	12	929
858	1,014	25	1,015	24	H19)	257	11	929
829	226	24	026	24	H20	0	245	10	654
860	919	23	676	23	H21	_	234	10	989
861	891	22	816	23	H22	7	231	10	979
862	821	22	885	23	H23	~	208	9	631
863	746	22	887	24	H24	1	190	9	969
Ξ	969	19	898	24	H25	10	171	6	593
Н2	629	18	902	26	H26		156	8	289
H3	595	18	923	27	H27	7	141	6	269
H4	529	16	206	26	H28	3	131	9	290
H5	503	16	876	24	H29	_	124	6	282
9H	467	15	988	23	H30)	117	6	122
Н7	444	14	862	22	R1		107	10	564
H8	420	14	892	22	R2		90	9	551
H9	396	14	728	20	R3		77	8	544
H10	378	13	869	20	R4		64	8	534

过

- [を含む全児童数 ; 特別支援学級在籍児童 ; 特別支援学級を含みま
- 児童数・学級数

修正後

学級数の推移について 高良内小学校の児童数 青峰小

华 統合の対象校である青峰小学校と高良内小学校の昭和50年度から和5年度までの児童数・学級数の推移は以下のとおりとなっています。

学級数の推移 (1) 統合の対象校における児童数

小 19 20 24

22 22

22

22

23

22 20

21 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 21

升 年	青峰小	<i>1</i> /v	副因	良内小	升 中	青峰小	至小	副区
± ₩	児童	学級	児童	学級	‡ ⋈	児童	学級	児童
850	419	13	882	20	H12	351	13	999
\$51	556	16	799	21	H13	342	13	299
S52	633	18	872	24	H14	339	13	691
\$53	822	21	894	24	H15	335	13	749
S54	968	24	096	24	H16	292	14	169
S55	626	26	975	24	H17	294	13	681
928	1,021	22	1,012	25	H18	286	12	929
857	1,037	22	1,026	22	H19	257	11	929
858	1,014	25	1,015	24	H20	245	10	654
829	226	24	026	24	H21	234	10	989
098	919	23	929	23	H22	231	10	625
\$61	891	22	918	23	H23	208	6	631
862	821	22	885	23	H24	190	6	969
863	746	22	288	24	H25	171	6	263
H1	969	61	898	24	H26	156	8	689
Н2	629	18	805	26	H27	141	6	969
H3	262	81	923	22	H28	131	6	069
H4	529	16	206	26	H29	124	9	282
H5	503	16	876	24	H30	117	9	571
9H	467	15	988	23	R1	107	10	564
Н7	444	14	862	22	R2	90	9	551
H8	420	14	892	22	R3	22	8	544
Н9	396	14	728	20	R4	64	8	534
H10	378	13	869	20	R5	26	8	513
H11	359	13	029	20				

む全児童数 勻 49 p 重 別支援学級在籍 別支援学級を含

23

23

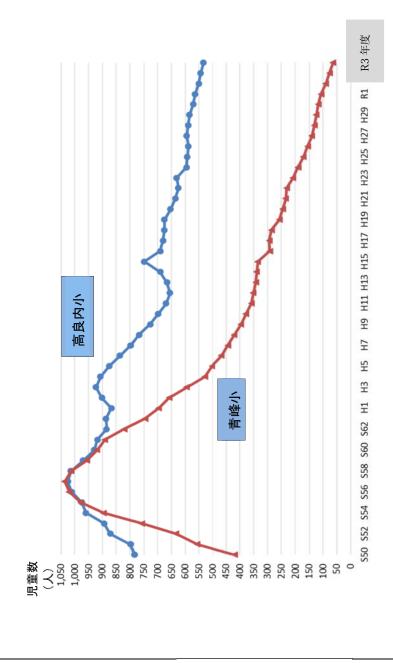
446 児み 特特 児童数・学級数 修正後

ΙD る児童数の推移グ 良内小学校におけ (5)

当初案

V

中・長期的には今後も児童数の減少傾 Ü Ð と高良内小学校と と推計されます。 青峰小学校 st |は続くもの st $\sqrt{\square}$



凡例)

- · 高良内小学校; · 青峰小学校;

中・長期的には今後も児童数の減少傾 7 ラ 高良内小学校における児童数の推移グ 高良内小 青峰小学校と高良内小学校ともに、 向は続くものと推計されます。 青峰小 青峰小・ **5**

凡例)

R5 年度

R3

H9 H11 H13 H15 H17 H19 H21 H23 H25 H27 H29 R1

H5 H7

H3

S50 S52 S54 S56 S58 S60 S62 H1

- · 高良内小学校; · 青峰小学校;

にしいて 命わず の組み 何 徐 0

を整える観点から、望ましい学校規模が確保される組み合わせを基本に、隣接している小学校及び進学先の中学校区内にある小学校同士の組み合わせ等を踏まえて検討しました。 青峰小学校に隣接する小学校は高良内小学校のみとなっています。また、青 り良い教育条件・教育環境 4 あたっては、 み合わせ校を検討するに 0 $\sqrt{\Box}$

良内小学校のみとなっています。また、青中学校であり、同じ中学校区内に高良内 nがロシェなは、同及ヒァイルナなこしまり。 複数の学級で構成される規模である望ま 統合の組み合わせ校は、高良内小学校とします 合わせにより、1学年が 模が確保される見込みで、 峰小学校の進学先の中学校は高牟礼 小学校も含まれることから、統合の この組み合わせにより、1学年が

学級数の現 数 各学校の児童 (1)

おけ る高良内小学校に であ 組み合わせ校 りたず シ お 統合の対象校である青峰小学校と 児童数・学級数の現状は、以下の 10

①青峰小学校

年生 2年生 3年生 4
1 1 1
6
6 6 2

良内小学校 硘 **(V)**

	1年生	2 年生	3年生	4 年生	5年生	6 年生	수 計
学級数	3	8	8	8	8	3	18
児童数	91	16	12	98	82	94	909
1 学級当り の児童数	30	30	24	50	24	31	28. 1

(洪

- (通常学級のみ) • 学級数 ミの児童数・学級数 ヒ平均値を表します ・令和4年5月1日現在の各学校・1学級当りの児童数の合計欄は・1年生から3年生までは1学級(令和6年度までに段階的に実)
- for っていま *4 3 5 人編制と

れます)

修正後

りいり IJ 合の組み合わせ| 쑃

2

合の組み合わせ校を検討するにあたっては、より良い教育条件・教育環境える観点から、望ましい学校規模が確保される組み合わせを基本に、隣接える観点から、望ましい学校規模が確保される組み合わせをををです。... 溌

みとなっています。また、青. 同じ中学校区内に高良内小. 高良内小学校とします。 構成される規模である望まし を整える観点から、望ましい学校現候か価床される心がしでしている小学校及び進学先の中学校区内にある小学校同士の組み合わせぎ踏まえて検討しました。 皆まえて検討しました。 青峰小学校に隣接する小学校は高良内小学校のみとなっています。また 峰小学校の進学先の中学校は高阜内中学校であり、同じ中学校区内に高良 学校も含まれることから、統合の組み合わせ校は、高良内小学校とします この組み合わせにより、1学年が複数の学級で構成される規模である望

tにより、1学 !される見込み

学級数の現状 各学校の児童数

なけ 3 高良内小学校に であ 統合の対象校である青峰小学校と組み合わせ校児童数・学級数の現状は、以下のとおりです。 N

①青峰小学校

	1年生	2 年生	3年生	4 年生	5年生	6年生	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	9
児童数	9	9	2	6	10	11	49
1学級当りの児童数	9	9	7	6	10	11	8

高良内小学校 **(V)**

	H H	アギギ	ー サ サ	4 计 计	の作件	ー サ サ	ia ja
学級数	8	8	3	3	8	3	18
児童数	74	06	91	73	84	74	486
1学級当りの児童数	25	08	30	24	87	25	27

(洪

- (通常学級のみ) 学級数 月1日現在の各学校の児童数 ・令和
 - りの児童数は平均値を表しま · 1 学級当
- fo っていま とな 5 人編制 4年生までは1学級3 ・1年生から

的に実施されます) までに全学年で段階 (令和7年度

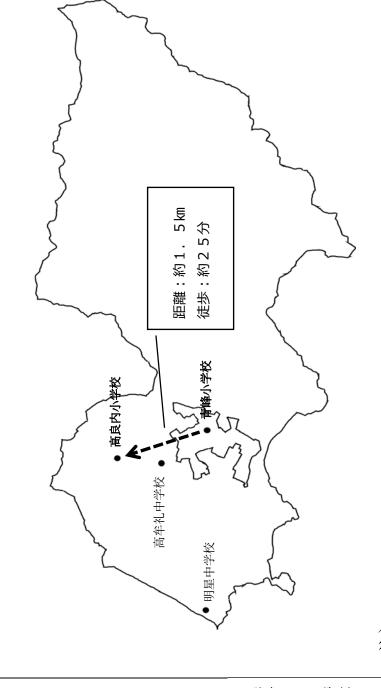
Ž していま 複式学級の編制基準に該当 まいい 避し П ر ا Ñ の加配措置 3 年生は ·青峰小学校2, 特例的な教員0

(2) 校区図

当初案

なの距離 学校までの学校から学校ま 青峰小学校から隣接する高良内小時間は、以下のとおりです。

2

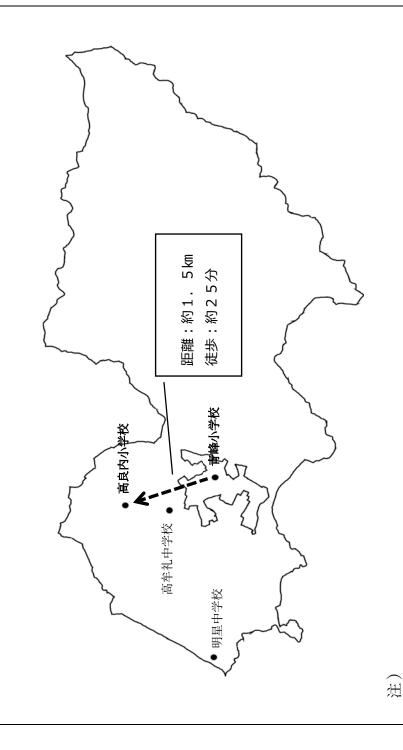


- ・距離は、青峰小学校から高良内小学校までの実際の道路上で計測した距離を表しています ・時間は、児童の徒歩による時間(1分間=60m)を表しています

青峰小学校から隣接する高良内小学校までの学校から学校までの距離時間は、以下のとおりです。 修正後 × X 核

5

ىد



青峰小学校から高良内小学校までの実際の道路上で計測した距 ・距離は、青峰小学校から高良内小学校までの離を表しています・時間は、児童の徒歩による時間(1分間=

を表しています (m 0 9

・学級数の推計について 青峰小・高良内小学校の児童数

က

施しなかった場合) です * R4. 2. 1 現在の推計値(統合を実施しなかった場 * 過去 2 年間の増減を加味して推計したものです

①青峰小学校 (小規模校)

	7 1	Ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	1= <
	一年生	2 平生	る平生	4 平生	り平生	の平生	ద
VQ	I	I	1	1	1	1	9
ν4	2	6	6	11	12	2	55(64)
មម	1	複式学級	学級	1	1	1	2
2	8	9	∞	6	10	12	53 (59)
BG	1	複式学級	学級	複式学級	学級	1	4
2	6	2	വ	∞	∞	10	47 (49)
R7	1	複式学級	学級	複式学級	学級	1	4
11.7	2	8	9	5	7	8	41 (43)
88	1	複式学級	学級	複式学級	学級	1	4
2	9	9	7	9	4	7	36 (37)
BO	1	複式学級	学級	複式学級	学級	1	4
110	4	2	5	7	5	4	30 (30)
R10	1	複式学級	学級	複式学級	学級	1	4
2	9	4	4	വ	9	ಬ	30 (30)

②高良内小学校

	1	1	1	1	1	1	<
	一年生	2年生	3年生	4 年 生	り年生	6年生	合計
	8	8	8	8	3	3	81
4 4	91	91	71	98	73	94	506 (534)
ספ	8	3	3	3	3	2	21
C L	73	68	68	72	83	73	479 (503)
20	8	8	8	8	2	3	21
0 4	80	71	28	06	20	83	481 (497)
7.0	8	8	2	8	3	2	91
2	98	78	69	88	87	70	478 (490)
00	8	8	8	2	3	3	21
0	75	84	92	02	85	87	477 (485)
00	8	8	8	8	2	3	21
E N	81	73	82	22	89	85	466 (468)
010	\overline{z}	8	8	E	3	2	91
0	69	62	71	83	75	89	445 (445)

(进

下段; 児童数 · 上段; 学級数

修正後

青峰小・高良内小学校の児童数・学級数の推計について

က

でか *R5.5.1現在の推計値(統合を実施しなかった場合)

*過去5年間の増減を加味して推計したものです

①青峰小学校 (小規模校)

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
	DE	I	Ţ	1	1	T	Ţ	9
	CA	9	9	7	6	10	11	49 (26)
	98	1	複式学級	学級	複式学級	学級	1	4
		10	5	5	7	8	10	45 (47)
	R 7	1	複式学級	学級	複式学級	学級	1	4
		8	9	4	5	9	8	40 (42)
	88	1	複式学級	学級	複式学級	学級	1	4
		2	7	8	4	4	9	34 (35)
	80	1	複式学級	学級	複式学級	学級	1	4
	2	ည	4	9	∞	4	4	31 (32)
	R10	1	複式学級	学級	複式学級	学級	1	4
		8	4	3	9	7	4	32 (33)
	R11	1	複式学級	学級	複式学級	学級	1	4
		8	7	3	3	5	7	33 (33)
20高月	②高良内小学校	.16.7						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	부부
	30	3	3	3	3	3	3	18
	C L	74	90	91	73	84	74	486 (513)
	90	3	3	3	3	2	3	18
	01	83	72	68	92	71	84	491 (510)
	P D D	3	က	2	3	3	2	18
	2	L	Ċ	Ĭ	C	C	ĭ	(OL) (OC)

,尽内小字校	~						
	1年生	2年生	3年生	4 年生	5年生	6年生	合計
ם	3	8	8	3	8	8	18
C L	74	06	91	73	84	74	486 (513)
90	3	8	8	3	2	8	18
ΩV	83	72	88	92	7.1	84	491 (510)
P Q	3	8	2	3	8	2	18
2	85	81	71	06	06	7.1	488 (504)
00	3	8	8	3	8	8	18
0	85	83	80	72	88	06	498 (511)
00	3	8	8	3	2	8	11
8 L	80	83	82	81	20	88	484 (490)
010	2	8	8	3	8	2	11
0	75	78	82	83	62	0.2	467 (469)
D 1 1	2	8	8	3	8	2	18
	70	73	77	۲ ۵	81	70	(647)647

过

下段; 児童数 · 上段; 学級数

- ずか ĆΠ 含む場 籍児童数を ・児童数の合計()は特別支援学級在
- ىد ごとの児童数の増減値の平均を増減率 ・過去5年間に1学年が上がる
- しています 人編制となります (R6 年度までは段階 とら て算出しています ・学級数は、通常学級のみを対象 ・R7 年度からは全学年で1学級3 的に実施されます)
 - -が、第1学年を含む場合は8人以下、 複式学級編制となります 隣り合う2つの学年の児童数の合計 それ以外の学年では、16人以下で

【参考】統合した場合の児童数(①+②)

	1年生	2年生	3年生	4 年生	5年生	年本9	슈計
P Q	3	3	3	3	3	8	18
4	86	100	80	26	85	101	561 (598)
DE	3	3	3	3	3	8	18
CV.	81	95	97	81	93	98	532 (562)
DE	3	3	3	3	3	8	18
0	88	78	92	86	78	66	528 (546)
D 7	3	3	3	3	3	8	18
N/	93	86	75	93	94	78	519 (533)
DO	3	3	3	3	3	8	18
NO	81	90	83	76	89	94	513 (522)
DO	3	3	3	3	3	8	18
611	85	78	87	84	73	88	496 (498)
D 1 O	3	3	3	3	3	8	18
0 1 1	75	83	75	88	81	73	475 (475)

- ・上段;学級数・下段;児童数・児童数の合計()は特別支援学級在籍児童数を含む場合です・学級数は、通常学級のみを対象としています。
- ・R4.5.1 現在の推計値です
- では段階 (R6 年度ま fo 474 2 *4 人編制と 5 \Im ・R7 年度からは全学年で 1 学級 的に実施されます)

修正後

- かか 含む場合 ・児童数の合計()は特別支援学級在籍児童数を
- ごとの児童数の増減数から増減率を算出し、 ・過去5年間に1学年が上がる
 - これを掛けて推計しています
- ・学級数は、通常学級のみを対象としています
- ・R7 年度からは全学年で1学級35人編制となります (R7 年度までに段階 的に実施されます)
 - 8人以下、 ·む場合は 8 ります ・隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場それ以外の学年では、16人以下で複式学級編制となりま

【参考】統合した場合の児童数(①+②)

-	DE	61	90	ΩV	7 Q	/ N	0 0	Nο	Od	R V	D10		D11	
サ	3	80	3	93	3	93	3	90	3	85	3	83	3	87
2 年生	3	96	3	77	3	90	3	90	3	87	3	82	3	80
3年年	3	98	3	94	3	75	3	88	3	88	3	85	3	80
4 年生	3	82	3	66	3	95	3	26	3	89	3	89	3	98
5年生	3	94	3	79	3	96	3	92	3	74	3	86	3	98
6年生	3	85	3	94	3	79	3	96	3	92	3	74	3	86
加	18	535 (569)	18	536 (557)	18	528 (546)	18	532 (546)	18	496 (522)	18	499(502)	18	505 (505)

- 含む場合です ・上段;学級数 ・下段;児童数 ・児童数の合計()は特別支援学級在籍児童数を・ ・学級数は、通常学級のみを対象としています
- · R5.5.1 現在の推計値です
- ふれ段略 }){ (R7 年度 to 414 2 *4 ىد 5人編制 \approx ・R7 年度からは全学年で1学級 的に実施されます)

第52号議案

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見 の申出について

上記の議案を提出する。

令和5年8月28日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例について、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。 久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例に係る意見の 申出について

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例について、別紙のと おり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

久留米市長 原 口 新 五

提案理由

久留米市立青峰小学校を久留米市立高良内小学校に統合することに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例

久留米市立小学校設置条例(昭和39年久留米市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

Γ

11	青峰小学校	11	青峰二丁目7番1号
"	津福小学校	IJ	津福今町472番地31

を

Γ

" 津福小学校	II.	津福今町472番地31
---------	-----	-------------

に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

		次のとおりとす	位置	略	津福今町472番地31	略		条例第34号)	ら施行する。	ら施行する。						
	位置)	の区域内の小学校の名	5 称	略	津福小学校 "	略		略 (令和2年6月3	令和3年4月1日	, 令和7年4月1日か						
ാ	(名称及び	する。第2条	**		11			附 則	より条例は M	この条例は						
		次のとおり	位置	盤	青峰二丁目7番1	津福今町472番	器	0 日条例第34号)	日から施行する。							
置)	か及び位置)	本市の区域内の小学校の	名称	器	青峰小学校 "	津福小学校 "	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	則 略 則(令和2年6月	令和3年4月1							
	(設置	置) 幣 所及び位置) 第 1	置)(設置)略(名称及び位置)本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	置)(設置)略(名称及び位置)(名称及び位置)本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称(第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとす (名称 位置 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとす		節第1条 略体及び位置)本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称名称格名称名称位置略略略略青峰小学校1 青峰二丁目7番1月1 津福小学校1 非福今町472番地31	置的(記書)你及び位置的 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする 名称(名称及び位置は、次のとおりとする。 第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする 名称(名称 略(名称 略(本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする名称 作置名称 略 事権・ 情権・ ・ 演権・ ・ 準福小学校 ・ 準福小学校 ・ 連福小学校(別 ・ 準福小学校 ・ 連福小学校 ・ 連福小学校 ・	略 (名称及び位置) 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする名称 (名称及び位置は、次のとおりとする名称 (名称及び位置は、次のとおりとする名称 名称 企置 名称 名称 在市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする名称 解析 上上の書機のよりとする。 名称 と財産の名称及び位置は、次のとおりとする名称 事権小学校 10	<th in="" of="" of<="" properties="" rowspan="2" td="" the=""><td> </td><td>所及び位置) 第1条 略 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 (名称及び位置は、次のとおりとする。 第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 の条例は、今和2年6月30日条例第34号) 市別 所別(今和2年6月30日条例第34号) 所別(今和2年6月30日条例第34号) 株別(2) 合和2年6月30日条例第34号) 条例は、今和3年4月1日から施行する。 所別(今和2年6月30日条例第34号) ※例は、今和3年4月1日から施行する。 所別(今和2年6月30日を)</td><td>断及び位置) 第1条 略 名称 (名称及び位置は、次のとおりとす。第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。第2章 本市の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本面」。第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」、如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面</td><td># 1</td><td># 1</td><td># 31条 階</td></th>	<td> </td> <td>所及び位置) 第1条 略 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 (名称及び位置は、次のとおりとする。 第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 の条例は、今和2年6月30日条例第34号) 市別 所別(今和2年6月30日条例第34号) 所別(今和2年6月30日条例第34号) 株別(2) 合和2年6月30日条例第34号) 条例は、今和3年4月1日から施行する。 所別(今和2年6月30日条例第34号) ※例は、今和3年4月1日から施行する。 所別(今和2年6月30日を)</td> <td>断及び位置) 第1条 略 名称 (名称及び位置は、次のとおりとす。第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。第2章 本市の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本面」。第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」、如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面</td> <td># 1</td> <td># 1</td> <td># 31条 階</td>	 	所及び位置) 第1条 略 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 (名称及び位置は、次のとおりとする。 第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 の条例は、今和2年6月30日条例第34号) 市別 所別(今和2年6月30日条例第34号) 所別(今和2年6月30日条例第34号) 株別(2) 合和2年6月30日条例第34号) 条例は、今和3年4月1日から施行する。 所別(今和2年6月30日条例第34号) ※例は、今和3年4月1日から施行する。 所別(今和2年6月30日を)	断及び位置) 第1条 略 名称 (名称及び位置は、次のとおりとす。第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。第2条 本市の区域内の小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。第2章 本市の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本面」。第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」、如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」、中の「本面」」を第2章 本面」。如果では、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面」、中の「本面	# 1	# 1	# 31条 階

第53号議案

令和5年度教育費8月補正予算(第6号)の専決処分に 係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。 令和5年8月28日 教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和5年度教育費8月補正予算(第6号)の専決処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和39年久留米市教育委員会規則第12号)第3条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

令和5年度教育費8月補正予算(第6号)の専決処分に 係る意見の申出の臨時代理について

令和5年度教育費8月補正予算(第6号)の専決処分に係る意見の 申出について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、 承認を求める。 令和5年度教育費8月補正予算(第6号)の専決処分に 係る意見の申出について

令和5年度教育費8月補正予算(第6号)の専決処分について、別 紙のとおり市議会に提出することに同意する。

歳入歳出予算補正(抜粋) 第1表 _{歳入}

蒙	項	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
16 国庫支出金	1 国庫負担金	千円 20, 959, 319	年月 326, 161	年 円 21, 285, 480
17 県支出金	1 県負担金	千円 5,747,410	年 円 92,934	千円 5, 840, 344
23 市債	1 市債	千円 8, 166, 000	手用 1,958,400	手用 10, 124, 400

「16国庫支出金-1国庫負担金」のうち補正額2,333千円が教育委員会分 * * *

「17県支出金-1県負担金」のうち補正額200千円が教育委員会分

「23市債-1市債」のうち補正額31,200千円が教育委員会分

談田

崇		通	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
			H 田	日十	日十
3 大土貞	4 災害救助	女助費	0	101, 374	101, 374
			日十	日十	1
	2 小学校費		3, 010, 342	42, 178	3, 052, 520
			日十	十 日	田井
	3 中学校費		1, 465, 551	3,600	1, 469, 151
			日十	4日	日十
10 教司貨	4 特別支	特別支援学校費	340, 245	300	340, 545
			日 士	年 十	日十
	5 高等学校	5校費	1, 419, 716	1,000	1, 420, 716
			日十	4円	4
	6 社会教育	女育費	4, 417, 726	7,041	4, 424, 767
11 《宋佑口典			日十	日十	年 十
11 火吉後口貞	3 文教施設	超設災害復旧費	0	5,000	5,000
	十4年4人(一年一	· > 口 分 件 年 % 日 <i>十</i> % % 样 什 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

「3民生費-4災害救助費」のうち補正額200千円が教育委員会分 *

第2表 地方債補正(抜粋)

(追加)

洪	はその でもの でする 事項 でする 事項 でする でいた かんにより をとしては 終えするに
償還の方法	が 政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定する事項 による。 ただし、市財政の都合により ただし、市財政の都合により ただし、市財政の都合により 上で選及は低利に借換えするこ とができる。
	条にに 据上と政件はよた置償が
	% (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)
起債の方法	普通賃借又は 証券発行
	千円 542, 000
限度額	542
起債の目的	災害復旧事業

※ 「災害復旧事業」のうち補正額5,000千円が教育委員会分

(変更)

拉库の日的	補正前	補正後
は同じて日の	限度額	限度額
	日十	千 田
義務教育施設整備事業	388, 500	411,800
	出	4.
社会教育施設整備事業	788, 000	790, 900

令和5年度9月補正予算 調整資料(災害分)

令和5年度 当初予算額 ^{+円}		
要求内容	◎小学校施設災害復旧事業遊難所として使用している学校施設の原状復旧に要する費用を補正要求するもの。・竹野小 グラウンド・屋内運動場の原状復旧5,000千円	 ○小学校施設維持管理事業 ○中学校施設維持管理事業 ○中学校施設維持管理事業 ○体別支援学校施設維持管理事業 ○6・30(金)からの大雨で、雨漏り等確認。 ・6/30(金)からの大雨で、雨漏り等確認。 ・6/30(金)からの大雨で、雨漏り等確認。 ・6/30(金)からの大雨で、雨漏り等確認。 ・6/30(金)からの大雨で、雨漏り等確認。 ・6/30(金)からの大雨で、雨漏り等確認。 ・中学校(27枚) り・400千円 中学校(18枚) お・2から、修繕料および委託料を補正要求するもの。 り・400千円 ・自野小 ・草野小 被害状況:学校敷地内に土砂流入、正門通路・側溝破損修繕 通路・側溝修繕 通路・側溝修繕
訳 - 般財源 +田	<u> </u>	3,400 3,600 1,000 0
源 内 地方債その他 ^{千円} 千円	5,000	3,000
国県支出金 地干円		
予算要求額 _{千円}	5,000	12,400 3,600 300 1,000
要水事項	款項目:11-3-1 小学校施設災害復旧 事業 (学校施設課)	款項目:10-2-1、10-3-1 10-4-1、10-5-1 一般事業 学校施設維持管理事 業

令和5年度9月補正予算 調整資料(災害分)

令和5年度	当初予算額	726,184	X X	333,292 (中学校)								
<u> </u>	訓	200千円				4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	字校に、64 物通切なものとして使用している のとして使用している ワークブック、辞書、 図鑑 など	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Cコム、ツアコン、粉具、画筆、画筆、画用紙、下敷き、正規 など	b. 傘、靴、長靴 な ど	c・運動靴、体育着、 カスタネット、ハーモ ニカ、笛、鍵盤付き ハーモニカ、工作用具、 裁縫用具 など	
	〜		非不能と が り)				①教科書 及び正規 の教材		つ 単 瀬	②文房具、店通学用品	ログリン様	
	£		より使 <i>】</i> 実額あ		(泰6		OR 3		拉級口			
	₩	き用品の給与	-よる喪失、損傷等により使用 ⁷ -を行うものである。 国県負担 10/10(限度額あり)	36千円(学用品、教科書) 62千円(学用品、教科書) 2千円(教科書)	(内閣府告示 第9	景	(1) 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	生徒(幼稚園 は対象外)		800円以内 100円以内 600円以内	## ##	
	湘	◎被災した児童・生徒への学用品の給与	住家の床上浸水による喪失、損傷等により使用不能となった学用品の児童生徒への給与を行うものである。 災害救助法適用 国県負担10/10(限度額あり)	【積算内訳】 ・小学校 136千円(学) ・中学校 62千円(学) ・高等学校 2千円(教科	9 学用品の給与 (内)	神経	災害により住家の全権(焼)、游失、半 機(焼)又は床上湯水による喪失者しく は損傷等により学用品を使用することが できず、就学上支障のある小学校児童、	中学校生徒及び高等学校等 児、専門学校生、大学生等	(①教科書、正規の教材:実費 (②文房具、通学用品:	小学校児童 4. 中学校生徒 5. 高等学校等生徒 5.	(災害発生の日から (①教科書、教材:1か目以内 (②文房具、通学用品:15日以内	※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。
	田. 田.	() () ()	• •				拉袋	Ψ .	** 正 (の限度額	教的期間	
品	— 般 財 源 +円											
١	6 新田 -											
K	4											
洪	方 千円											
江	国県支出金 地千田	200										
	予算要求額 平田	200										
	要求事項	款項目:03-04-01	標準経費 災害救助費	(学校教育課)								

令和5年度9月補正予算 調整資料(災害分)

令和5年度 当初予算額 _{干円}		
内容	17,557年円 科小学校及び田主丸小学校の 品の買換えに要する費用。	16,950千円 10,122千円 6,828千円 396千円 211千円
脚米	◎被災した学校備品等 床上浸水等により使用不能となった大橋小学校及び田主丸小学校 体育用品や図書などの学校備品や消耗品の買換えに要する費用。	•大橋小学校 学校備品 消耗品 •田主丸小学校 学校備品 消耗品
記 - 般 財源 - F 円	7,057	
の他一田士		
源 方 債 干円	10,500	
財 国県支出金 千円		
子算要求額 +P	17,557	
要求事項	款項目:10-02-01 小学校管理費	(学校教育課)

令和5年度9月補正予算 調整資料(災害分)

令和5年度	当初予算額	8,792						
	要求 内 容	◎牧教育集会所土砂流入による対応 洪水により土砂が流入し、堆積した室内の対応を要する。 現在、集会所の利用ができない状態であるため、下記の記載内容について業務委託、修繕及び備品の購入を行うもの。	【業務委託】 244千円 ・館内清掃消毒、大会議室タイルカーペット・和室畳撤去 ・カーテングリーニング、搬出運搬 221,760円×1.1=243,936円	【修繕】 2,393千円 ・大会議室・事務室等、館内のカーペット、床材、畳、壁クロスの張替え 2,175,000円×1.1=2,392,500円	[備品購入] 430千円 ・冷蔵庫 148,000円(市の備品) ・演 台 232,100円(") ・掃除機 49,500円(") 合計 429,600円(税込)	【その他】 市有物件 建物総合損害共済加入施設につき、災害共済金を見込む 【共済金見込額 = 損害復旧額×約50%】※備品は対象外		
訊	— 般 財 源 千円	167						
尺	6 新出							
兴	カ (債 キ円	2,900						
科	国県支出金 地千円							
	予算要求額目	3,067						
	要求事項	款項目:10-06-04 教育集会所整備事業	(学校教育課)					

令和5年度9月補正予算 調整資料(災害分)

子 早 桜 米 徴 『	10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	(単一) (単一) (単一) (単一) (単一) (単一) (単一) (単一)	数		w	<u>₹</u>	ф	
12,221	2,333 9,8	9,800	88	● 小学校施 令和5年7〕	小学校施設災害復旧 5和5年7月の大雨により、床 *	小学校施設災害復旧 令和5年7月の大雨により、床上浸水した給食室や浄化槽の設備等に被害が発生 た	12, /槽の設備等に	12,221 千円 尊に被害が発生
	争化 3.5	浄化槽機器修繕料分 3,500千円×2/3	一	2学期開始 うことが必要、	までに、給食室やであり、そのための	った。 2学期開始までに、給食室や浄化槽の機能を復旧するためには、早急に修繕を行うことが必要であり、そのための経費について補正予算をお願いするもの。	ためには、早急 お願いするもの	に修繕を行う。
				大橋小学校	بد		12,	12,221 千円
_		-		教室名等	費目	内容		金額(千円)
浄化槽復旧作業費				浄化槽	修繕料	浄化槽機器修繕	11 1	11,688
敷地内に土砂が	炎状況 浄化槽設置の敷地内に土砂が流入し、制御盤やブロアが機能不全となった。	ブロアが機能不	一 る	給食室	修繕料	食器洗浄器・冷蔵庫など5点	1など5点	533
2.浄化槽使用施設 学校施設及び学童保育所								1
		: 中南)	: 4田)		7/11 十栋八 公今记	↑		
項目			国補助2/3			下河田		
浄化槽機器費		7,500						
制御盤・ブロアの機器費及び据付費等	13	3,500	2,333		S COLOR			
同上嵩上及び配管延長費用、	用、仮設運転費	4,000					ETC.	
士砂流入浄化槽内くみ上げ		2,838			-		ota ota	
流入汚水処理費		1,350						
수 計		11,688	2,333					
※金額は概算であり、今後変更の可能性あり	可能性あり						6	
4.復旧までのスケジュール							M	
Æ	⇔							
仮設ポンプ等の手配	手西己							
仮設のための電源確保	原確保							
仮設ポンプ等設置								
本格復旧								

令和5年度9月補正予算 調整資料(災害分)

令和5年度	当初予算額 _{千円}			
		3,974千円	3,974千円	2023/07/11/14:45
	ゆ	**		
	\ ₩	災害復旧) 事 費用	(10万冊)	
	脚	◎田主丸図書館施設維持管理(災害復旧)事業 床上浸水被害の対応にかかる費用	書籍移転委託 12-1委託料 書籍保護のための一時移転費(10万冊)	
計	一般財源	3,974	•	
压	6 新田			
	まる。			
漣	进 大 H			
紅	国県支出金子田			
	予算要求額[干円	3,974		
	要求事項	款項目:10-6-3	図書館維持補修事業	中の一十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他 特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合 においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

- 第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。
- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。

第54号議案

令和5年度教育費9月補正予算(第7号)に係る意見の 申出について

上記の議案を提出する。 令和5年8月28日 教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和5年度教育費9月補正予算(第7号)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

令和5年度教育費9月補正予算(第7号)に係る意見の 申出について

令和5年度教育費9月補正予算(第7号)について、別紙のとおり 市議会に提出することに同意する。

歳入歳出予算補正(抜粋) 第1表 _{競入}

12, 461, 459	2, 337, 059	10, 124, 400	1 市債	23 市債
千円	日十	4円		
13, 972, 436	209, 707	13, 762, 729	2 国庫補助金	
4日	4	4円		≺ ⊎ ¶
22, 272, 110	986, 630	21, 285, 480	1 国庫負担金	16 国庸共中令
4日	4	4円		
1	補正額	補正前の額	項	兼

「16国庫支出金-1国庫負担金」のうち補正額22,666千円が教育委員会分 * * *

「16国庫支出金-2国庫補助金」のうち補正額8,965千円が教育委員会分

「23市債-1市債」のうち補正額23,100千円が教育委員会分

黎田

輪	一河	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
		千円	4円	田十
2 総務費	1 総務管理費	11, 434, 424	777,849	12, 212, 273
		千円	千円	十
	1 教育総務費	2, 210, 077	245	2, 210, 322
		十	千円	出
10 教育費	2 小学校費	3, 052, 520	1,094	3, 053, 614
		十	千円	十
	4 特別支援学校費	340, 545	31, 231	371, 776
#		千円	千円	田十
1 1 次告復旧費	3 文教施設災害復旧費	2, 000	36,000	41,000

「2総務費-1総務管理費」のうち補正額1,733千円が教育委員会分の国県等返還金 *

第2表 繰越明許費補正(抜粋)

(追加)

	231
金額	31, 2
事業名	特別支援学校施設維持管理事業にかかる工事費
通	4 特別支援学校費
款	10 教育費

第3表 地方債補正(抜粋)

(追加)

)方法	ではその融資 元その他の場合 : 協定する事項 たの都合により 、 もしくは繰 ・ もしくは繰
償還の方法	が 政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定する事項 による。 ただし、市財政の都合により 据置期間を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換えするこ とができる。
利率	2.0以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)
起債の方法	普通賃借又は 証券発行
限度額	千円 6,800
起債の目的	特別支援学校施設整備事業

(変更)

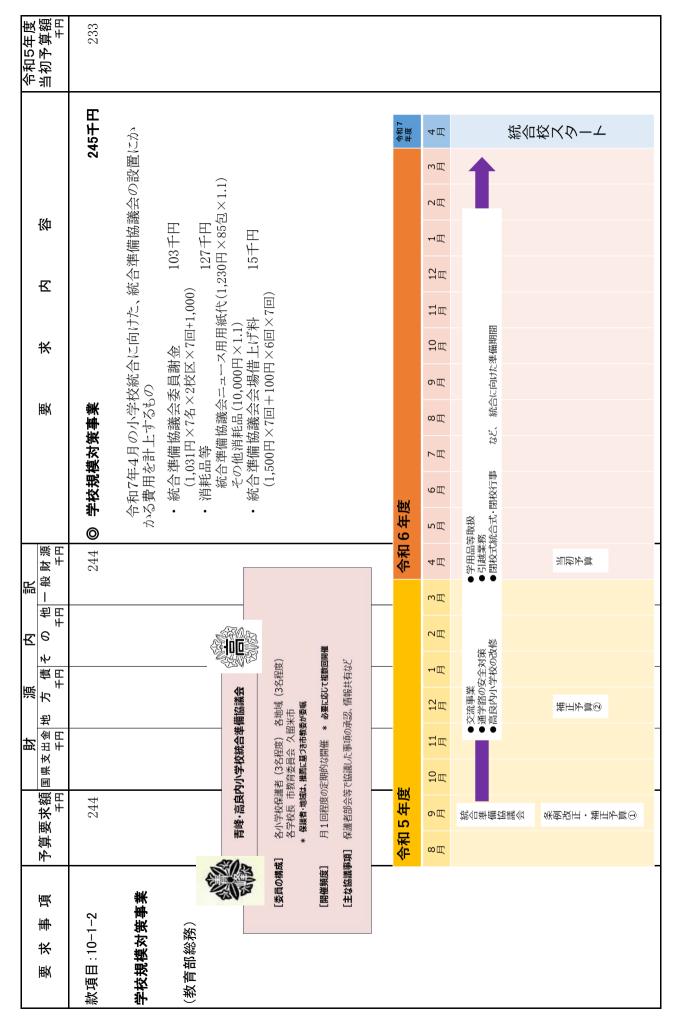
2, 621, 200	542, 000	災害復旧事業
日十	田士	
限度額	限度額	色ほうコロン
補正後	 川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川川	お信の目的

※ 上記のうち補正額13,300千円が教育委員会分

令和5年度9月補正予算 調整資料

令和5年度 当初予算額 _{干円}	0	3,250
要求内容	 ○国県等返還金 R4.7月 荒木小学校および8月屏水中学校の落雷被害に伴う復旧修繕について、公立諸学校建物に合損害共済災害共済金(以下「災害復旧費負担金」という。)の確定に伴いその差額の精算を行うもの。 ・返還金 1,733千円 ・返還金 1,733千円 ・益量本。 ・ 2,858 3,057 1,905 1,152 199 ・ 2,442 2,755 1,534 	 ○特別支援学校施設維持管理事業 ○台和4年度3月補正計上済のエレベータ設置が、作業員不足により 合和4年度3月補正計上済のエレベータ設置が、作業員不足により 年度内完了が困難なため、現在、文部科学省と対応を協議中。 特別支援学校のエレベータ更新は喫緊の課題であるため、歳出予算 の再計上および繰越明許費の設定を行うもの。 ・工事請負費 31,231千円
訳 一般財源 ^{千円}	1,733	4,966 %.75%
氏 8 新田 -		3) 1/2 充当率90%・75% 1千円
源 5 億 + H		<u> </u>
国票支出金 地干田		(4) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
予算要求額 +FB	1,733	31,231
要求事項	款項目:2-1-19 標準経費 国県等返還金 (学校施設課)	款項目:10-4-1 一般事業 特別支援学校施設維持管理事業 持管理事業 (学校施設課)

令和5年度9月補正予算 調整資料



令和5年度9月補正予算 調整資料

令和5年度	当初予算額 _{千円}	726,184		6,702
		957千円 330千円	627千円	137千円 .10∼R6.3)
	你		.青峰小56人	ための配置(R5
	\ ₹	英 加	t金 ;良内小514人、	貴林元 りら不安解消の 月
	脚	◎交流学習・行事の実施○交流事業に係るバス借上料55,000円×1台×6回※各学年1回ずつを想定	〇小学校統合交流事業交付金 1,100円×570人 ※6/28時点児童数…高良内小514人、青峰小56人	
			〇小学校後 1,100円〉 ※6/28	〇スケールカ ○交流学習 5,670日ン
討	- 般 財 源 - 千円	957		137
ح	その他			
漣	地 方 債 千円			
科	国県支出金 千円			
	予算要求額	957		137
	要求事項	款項目:10-2-1 標準経費 小学校管理費	(学校教育課)	款項目:10-2-2 一般事業 小学校スクールカウン セラー活用事業 (学校教育課)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他 特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合 においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第55号議案

久留米市学校給食運営審議会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年8月28日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市学校給食運営審議会規則(令和5年久留米市教育委員会規則第7号)第2条の規定により、久留米市学校給食運営審議会委員を任命し、又は委嘱しようとするものである。

久留米市学校給食運営審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市学校給食運営審議会規則(令和5年久留米市教育委員会規則第7号)第2条の規定により、下記の者を久留米市学校給食運営審議会委員に任命し、又は委嘱する。

記

区分	氏 名	所	属	任	期
教 育 委 員 会 が適当と認めるもの	ひろしげ こうじ 黄重 宏冶	JAくるめ青年部		令和5年8 <i>)</i> から 令和7年7 <i>)</i> まで	

久留米市学校給食運営審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属	任期		
(1)学識経験者	_{あべ} 安倍 ちか	九州栄養福祉大学			
	^{うめき ょうこ} 梅木 陽子	福岡女子大学			
(2)保護者代表	^{ひえだ まちこ} 檜枝 真知子	小・中学校PTA連合協議会			
	tho ph 大津 由香	小・中学校PTA連合協議会			
(3)小学校校長会、中学 校校長会及び栄養教諭	tan hoji 田中 祐二	久留米市立金島小学校			
の代表	^{ひがしの じゅん} 東野 淳	久留米市立青陵中学校			
	thub tall 中村 智恵子	久留米市立南小学校			
	^{こおり なち} 郡 奈知	久留米市立筑邦西中学校			
(4)教育委員会が適当と 認めるもの	ひろしげ こうじ 廣重 宏冶	JAくるめ青年部			

〇久留米市学校給食運営審議会規則 (抜粋)

令和5年3月31日 久留米市教育委員会規則第7号

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、 又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 小学校校長会、中学校校長会及び栄養教諭の代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8月定例教育委員会資料 令和5年8月28日 教育部学校保健課

久留米市学校給食運営審議会の開催について

1 目的

定期的な学校給食費の見直し、給食の栄養バランス、食育や地産地消の取組など、子ども達の心身の成長にふさわしい給食のあり方について、有識者による調査審議を行うため、久留米市学校給食運営審議会を開催します。

2 審議会について

(1) 審議会の委員

審議会は、大学教授等、学校関係者、保護者の代表など8人程度で構成しています。

(2) 第1回審議会の内容

第1回の審議会では、本市の学校給食の献立、アレルギー対応、地産地 消の取組などのほか、給食費の改定などについて情報共有・意見交換を行 う予定です。

3 今後の予定

審議会は、年度内に2回の開催を予定しており、第1回の審議会について は次のとおり開催します。

日時 令和5年8月28日(月)19時から

会場 市役所本庁舎301会議室

第56号議案

市立高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による損害 賠償に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和5年8月28日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立南筑高等学校の授業中に発生した家屋の屋根瓦破損事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

市立高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による損害 賠償に係る意見の申出について

久留米市立南筑高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による 損害賠償について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

市立高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による損害 賠償について

上記の議案を提出する。

 令和5年
 月

 内留米市長
 原
 口
 新
 五

提案理由

久留米市立南筑高等学校の授業中に発生した家屋の屋根瓦破損事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12 号及び第13号の規定により市議会の議決を求めるものである。 市立高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による損害 賠償について

市立高等学校の授業中に発生した屋根瓦破損事故による損害賠償について、紛争を将来に残さないため、別紙和解書を締結し、処理する。

和 解 書

甲 久留米市 久留米市長 原口 新五

1

1 事故発生日時

令和 5 年 6 月 1 4 日 午後 2 時 1 5 分頃

2 事故発生場所

(乙宅敷地内)

3 事故の状況

久留米市立南筑高等学校の2年生の体育の授業中、グラウンドで ソフトボールの打撃練習をしていたところ、打球がフェンスを越え て乙宅の屋根に当たり、屋根瓦の一部を破損させたもの。

4 損害の状況

乙 物的損害 屋根瓦破損

上記事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、乙に対し損害賠償金119,000円を支払う。 その内容は、乙の屋根瓦修繕料119,000円である。
- 2 甲は、前項に規定する損害賠償金を乙の指定する口座に送金して支払うものとする。
- 3 甲及び乙は、上記事故について、前2項の規定によってすべて解決し、甲乙間にほかに何らの債権債務のないことを確認する。

甲 久留米市 久留米市長 原口 新五

教育委員会後援事業等に関する報告

R5.7.10からR5.8.9受付分まで ※区分の★は新規に申請があったもの

				※区分の★は新規に申請か		
No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和5年7月19日(水)~令和4年10月6日(金)	こどもたちによる"平和なまち"絵 画コンテスト2023	ピースフルくるめ推進協議会	なし	後援	学校教育課
2	令和5年8月24日(木)9:30~15:30	令和5年度障がい者就職準備講 座	福岡県 新雇用開発課	久留米リサーチ・パーク 1 階展示場 2階研修室 4階 訓練室	後援	学校教育課
3	令和5年9月1日(金)~令和6年3月31日(日)	第4回協会けんぽ 健康かべ新聞コンクール	全国健康保険協会 福岡支部	福岡県内	後援	学校教育課
4	令和5年11月22日(水)13:50~17:00	令和5年度 筑後地区小学校算 数教育研究大会	久留米市小学校算数教育研 究会	久留米市立東国分小学校	後援	学校教育課
5	令和6年2月18日(日)9:30~17:00	第3回 テレQアナウンスコンクー ル	株式会社TVQ九州放送	テレQ本社	後援	学校教育課
6	令和5年11月23日(木) 13:00~	令和5年度 久留米市小・中学校 PTA合同研修会	久留米市小·中学校PTA連 合協議会	久留米シティプラザ(久留 米座)	後援	学校教育課
7	令和5年9月10日(日) 9:00~18:00	多種目体験会	リーフラススポーツスクール	久留米市リバーサイドパー ク	後援	体育スポーツ課
8	令和5年9月22日(金)~24日(日)	第51回九州学生陸上競技選手 権大会	九州学生陸上競技連盟	久留米総合スポーツセン ター 陸上競技場	後援	体育スポーツ課
9	①令和5年12月26日(火)~複数回実施予定 ②令和5年7月30日(土)~31日(日) ③令和5年10月14日(土)~15日(日) ④令和5年12月2日(土)~3日(日) ⑤令和5年12月16日(土)~17日(日) ⑥令和6年2月17日(土)~18日(日) ⑦令和6年4月20日(土)~21日(日)	こども防災&国際交流キャンプ	こども防災協会	①オンライン ②海の中道青少年海の家 ③阿蘇青少年交流の家 ④秋吉台青少年自然の家 ⑤国立夜須高原青少年自然の家 ⑥大分県立九重青少年の 家 ⑦深森自然の家	後援★	生涯学習推進課
10	令和5年12月26日(火)~令和6年1月6日 (土) 合計3回	2023年 冬「能古島自然教室」& 「九重山自然教室」	能古島青少年育成協会	福岡県福岡市西区能古島 および、大分県玖珠郡九 重町	後援	生涯学習推進課
11	令和5年8月5日(土)・6日(日)・11日(金)・12日(土)・26日(土)・27日(日)10:00~16:00	ハレルーヤ自由研究	NPO法人くるぶら	御井コミュニティーセン ター・鳥栖若菜コミュニ ティーセンター・善導寺コ ミュニティーセンター・大原 コミュニティーセンター	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
12	令和5年9月24日(日)10:00~16:00	MY STAR MARCHE 〜魂ふるえるスキを見つけよう〜	Spirit color	百年公園 リサーチパーク 前広場	後援★	生涯学習推進課
13	令和5年9月9日(土) 10:00~15:00	くるめぐるフェスタin石橋文化セン ター	くるめぐる5施設協議会(事 務局:公益財団法人久留米 文化振興会)	石橋文化センター	後援	生涯学習推進課
14	令和5年11月18日(土)15:00~17:00	キッズミュージカル アラビアンナ イト	nano	佐賀市文化会館大ホール (佐賀市日の出1丁目21- 10)	後援★	生涯学習推進課
15	令和5年11月23日(祝)14:00~15:30	mamaブラス部心音♪konon♪第 9回ファミリーコンサート『Our Favorite Songs ~楽しい名曲集 めてみました』~』	mamaブラス部心音 ♪konon ♪	筑邦市民センター多目的 ホール	後援	生涯学習推進課
16	令和5年11月3日(金祝)~11月19日(日) 10:00~17:00	石橋文化センター アートフェス ティバル2023	(公財)久留米文化振興会	石橋文化センター園内(久 留米市野中町1015)	後援	生涯学習推進課
17	令和5年9月28日(木)10:00~10月3日(火)	国際公募 第6回国際書画展	NPO法人日中国際交流セン ター	福岡アジア美術館 企画 ギャラリーA/B/C	後援	生涯学習推進課
18	令和5年9月24日(日)11:30~17:00	第1回筑後地域子どもメディカル ラリー大会	NPO法人筑後地域救急医療 研究会	久留米大学医学部旭町 キャンパス	後援	生涯学習推進課
19	令和5年11月14日(火)~19日(日)10:00~ 17:00	第74回 西部示現会展	示現会久留米支部	久留米市美術館 1F展示 室	後援	生涯学習推進課
	令和5年9月12日(火)、13日(水)、18日(月・祝) 9:30~12:00	「こどもみらいガイド」講座	一般社団法人みらなび	石橋文化会館	後援★	生涯学習推進課
21	令和5年9月24日(日)10:00~15:00	久留米連合文化会茶道部第69 回大茶会	久留米連合文化会	久留米シティプラザ 和室・ 大会議室・中会議室	後援	生涯学習推進課
22	令和6年1月29日(月)~2月4日(日)	第22回ジュニア青木繁展	久留米連合文化会	えーるピア久留米2F市民 ギャラリー	後援	生涯学習推進課

全国学力・学習状況調査の結果について 令和5年度

調査概要

令和5年4月18日 実対備 施 日象考

中学校3年生 (国語・数学・英語) 小学校6年生(国語・算数)

合和元年度から4年ぶりに実施 中学校の英語は、

学力調査の概要 S

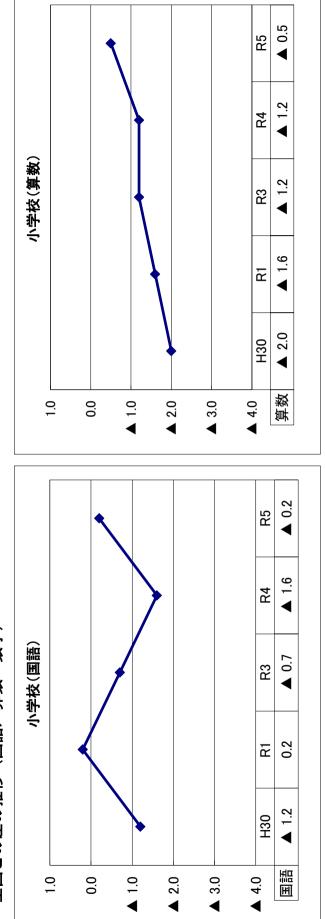
国語0.2ポイント、算数0.5ポイントとなりました。 国語2.8ポイント、数学6.0ポイント、英語8.6ポイントとなりま 国語・算数とも昨年度より全国との差を縮め、いずれの教科も前回より全国との差が広がり、 小学校は、 中学校は、 Θ

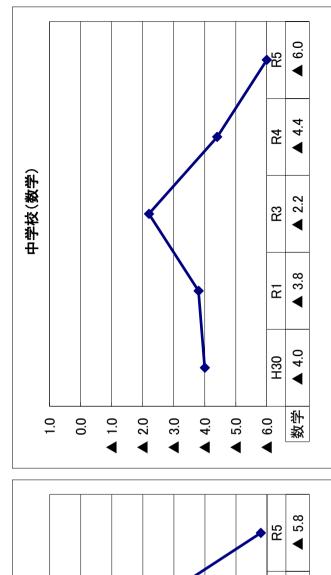
# # H H H		小	小学校		中 体 核	
₩ 切 当 公 +		阻	算数	畑	数	英 語
久留米市	A	L9	62	64	45	37
全国	В	67.2	62. 5	8 .69	51.0	45. 6
標準化得点		98.9	0 '66	92. 4	89. 5	81.8
全国との差(令和5年度)	C (A-B)	▲0.2	▶0.5	▶5.8	₽6.0	₽8.6
全国との差(令和4年度)	Q	▲ 1.6	▲1.2	▲2.0	▲ 4. 4	▲4.0
全国との差の増減	E (C-D)	+1.4	+0.7	▲ 3.8	▲ 1. 6	▲4.6

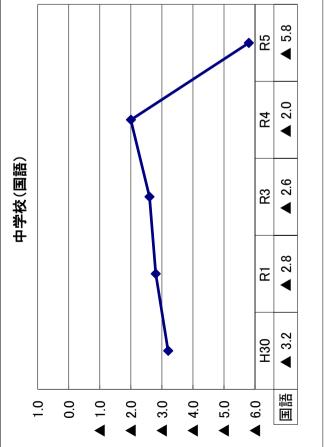
標準化得点は、久留米市の平均正答数/全国の平均正答数×100で算出します

英語は「話すこと」に関する結果は含まれていません。また、D欄は前回(令和元年度)との差を記載しています。

ო







・ 令和2年度は、感染症の影響で学力調査は実施されていません。

報告2-2

4 — 1 正答数別の分布割合(小学校) 国語(計14問)

出土	T 14间												ŀ				
正答数		-	2	က		4	വ	9	7	∞	6	10		=	12	13	14
久留米市	万 0.3	0.5	1.2	1.6	2.	. 5	4. 4	6.3	8. 2	9.3	12. 2	15.	4 13.	6	12. 4	8.0	3.8
祖	0.7	0.6	1.	1.8	2.	8.	4. 1	5.5	7.3	9.3	11.5	13.	5 14.	9	13.6	9. 7	3.8
							■ 久	久留米市	_ 全 国	H							
								-									
7.	低位層	(0~4間正答)		の割合は、	全国人	2											
) !	少なくフ	なってい			(11間以上正	<u>н</u>											
12	(客) の (記)	剽合も少)	ない状況。	ر م													
6																	
œ																	
· ·																_	
	-	-						-	-	-	-	-		-	-	-	
」 O 告 2 ·	0	_	2	က	4	D.	9		7	8	6	10	=	12	13		41
算数	(計16間)																
正答数	0	-	2	3	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16
久留米市	9 .0	1.0	1. 4	2. 4	3. 1	5.0	6. 4	6. 4	7.6	8. 4	9.0	11.8	9.5	9. 2	8.1	6.2	3.9
年囲	0.7	1.2	1.9	2. 6	3. 4	4.4	5.3	6. 2	7.2	8. 1	9.1	9.9	10. 2	9.8	8 8 8	7.0	4.4
							•	久留米市	 								
<u></u>																	
15	低位層	(0~4問]	王答)の書	引合は、	全国よ	Q											
12	 	なってい。	少なくなっています。上位層(12問以上正 쑛)の割合もかない状況です	立層 (12アル	間以上	끮											
ď			4.4XF	() 0								7					
יי ה																	
9																	
က																	
0		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	0	1 2	<u>ო</u>	4	J.	9		2	8	9 10	10 11		12 1	13 1	41	15	16

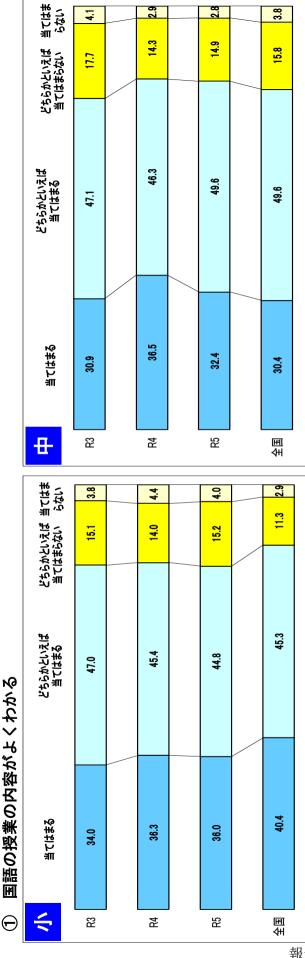
4-2 正答数別の分布割合(中学校)

	9 10 11 12 13 14 15	9.2 8.8 11.5 11.7 11.5 8.9 4.9	7.5 9.3 11.3 12.9 13.8 12.3 7.3							9 10 11 12 13 14 15	9 10 11 12 13 14 15	7.9 6.9 6.0 6.1 4.8 3.0 1.2	8.1 7.9 7.6 7.0 6.0 4.5 2.3			10 11 19
	12	7.										_	0			12 13
	11	11.5	11.3							=	=	6.0	7.6			11
	10									_	10		l • l			
	6									6	6		8. 1			0
	8	8.0	6.1	祖							∞	6.9	8.0	囲		œ
	L	2. 7	9.0	久留米市						7	_	7.5	7.9	久留米市□		7
	9	4. 2	4.1	■久留						9	9	7.9	7.9	■ 人留		9
	2	4. 1	3.3			129				5	2	8.2	7.8	₩e		r.
	4	3.5	2.6			は、全国よ	以上旧絡なず。			-	4	8. 4	7.5	全国より多く 以上正答)の 、ます。		
	3	3.5	2.0			の割合	를 (13間) さい状況			4	က	9.8	6.8	の割合は、 位層 (7間以 くなってい)		4
	2	2. 6	1.4			間正答)	。 上位 差が大き			en en	2	7.5	5.5			C.
	1	1.4	8 .0	-		6~0) 暑	ています 全国との			2	-	6. 4	3.7	(0~5間正答) /ます。中・上 全国より少ね		0
5間)	0	0.5	0.3			E·中位)	多くなっています。上位層(13間以上正答) 割合は、全国との差が大きい状況です。			<u> </u>	5周)	2.5	1.5	低位層(0~5間正答)の割合は、全国よりなっています。中・上位層(7間以上正答)割合は、全国より少なくなっています。		,
国語 (計15間)	正答数	久留米市	全国		15	- 22		၂ ၂ ၁၁	9	o 6 告2-		久留米市	祖	15 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	6 9 F O	, ,

4-2 正答数別の分布割合(中学校)

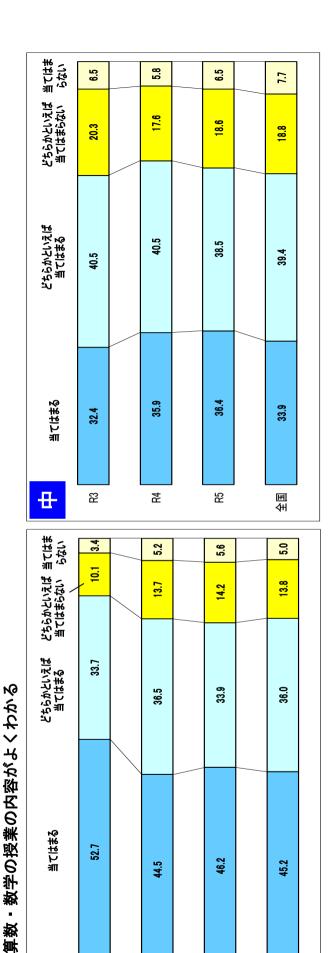
	17	0.4	0.											
	'		_			#	H H	그 ,						17
	16	1.4	2.6			77))	(9問じばん)					-	91
	15	1.7	3.7			4		位層い状物					-	
	14	2.5	4.5			さる 本		中・上り少な					_	15
	13	2.5	5.0			\(\frac{1}{4}\)	S 全	が大きくなっています。中・上位層(9問以上 正答)の割合は、全国より少ない状況です。					_	14
	12	4.0	5.3			一日日	프라	いた。						13
	_))	くなっ の割合					-	12
	=	3.6	5.7			五八九四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		な大き 旧答)					_	Ξ
	10	5.1	6.0										-	0
	6	4.9	6. 4	H	Į								_	Ξ
	∞	7.2	7.0										_	6
				■久留米市										8
	7	7.8	7.8	■ A									_	7
	9	9.5	8.8										_	9
	2	10.8	9. 5										-	
	4	12.9	9.6										_	2
	က	10.7	8.3										_	4
			5											ဗ
	2	9.2	5. 5										_	2
	-	4.6	2.5										_	_
(計17間)	0	1.2	0.7										-	
_	正答数	米出												0
英語	田	久留米市	年国		15		5	7 0	ဘ	ď	Þ	က	却生	

報告2-5



-

3.8



中学校で全国を上回りました。 肯定的な回答の割合は、小学校で全国を下回り、

全国

()

<

R3

R4

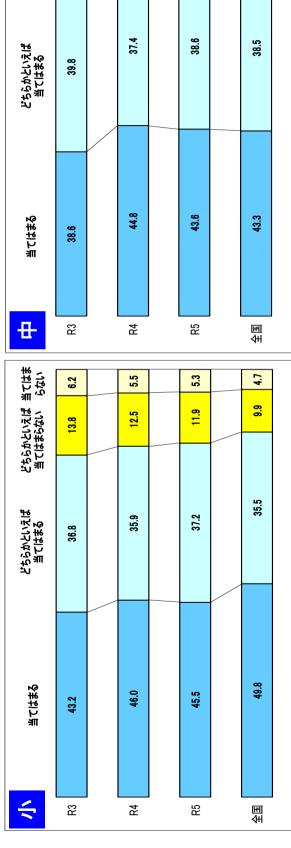
R5



当てはま らない

どちらかといえば 当てはまらない 6.4

5.1



8.

12.2

5.4

12.1

5.2

12.6

中学校では全国を上回りました。 肯定的な回答の割合は、小学校・中学校とも増加傾向にあり、

④ 平日1日当たりの授業以外の学習時間(学習塾等を含む)

쇗쳦

30次 無 米

30分以上1時間未満

1時間以上 2時間未満 3.8

7.

14.0

32.9

1

8.3

19.7

32.3

6.3

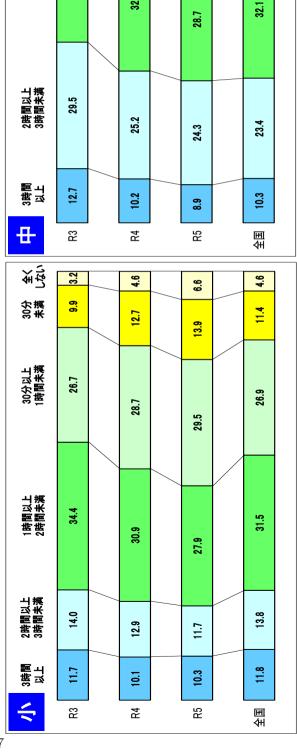
Ξ

20.7

6.0

9.9

8.0



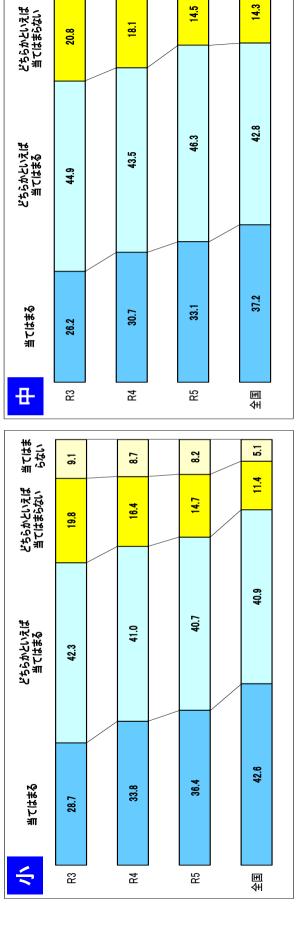
ともに全国平均を上回っています。 小学校、中学校ともに「全くしない」を始め、1時間未満の割合が増加しており、

自分にはよいところがある

(

当てはま らない

~



5.9

14.5

7.7

8.

2.6

14.3

肯定的な回答の割合は、小学校・中学校とも年々増加しています。

今後の取組に関する基本的な考え方 ဖ

- これまでの教師主導の授業から児童生徒主体の授業への転換によって、問題解決的な授業展開・子どもの思考を促す発問が実践できるよう、学校訪問や研修を通した「くるめ授業スタンダード」による授業改善を進めます。 そのため 学力向上のためには、見える学力としての知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力等がより重要になります。 Θ
-) 全国平均を下回る教科では、無正答を始めとする学力低位層で、全国との差がより大きくなっています。そのため、学習内 容を確実に身に付けることができるよう、学習内容の習熟の程度に応じた個別学習やグループ学習、繰り返し学習等を行って いきます。 (3)
- それによって培われる自己肯定感や自 楽しい学校づくりに努めます。 学力を水面下で支える見えない学力として、様々な成功体験や認め合う仲間の存在、 尊感情が重要であることから、授業を始めとする様々な学級活動・体験活動を通して、 <u>(</u>
- IJ 働き方改革による負担軽減や風通しのよい学校経営を推進することによって、数員がやりがいを持って子どもに向き合うができる学校づくりを進めます。 ب 4

8月定例教育委員会資料 令和5年8月28日 教育部学校教育課

令和4年度小中学校英語教育充実事業の取組について

1 事業の目的

英語の技能別に見出した課題をもとに授業改善を図り、中学生の英語運用能力を育成する。

2 事業の概要

- (1) 中学校英語授業改善プロジェクトの実施(令和4・5年度) GTECの結果を分析し、小中学校の授業改善のため方策を検討する。
 - ① メンバー
 - ・小学校教員(4名)
 - ·中学校英語科教員(各2名)
 - 学校教育課指導主事

☆アドバイザーとして江頭教育委員

- ② 実施回数 令和4年度は9回開催(授業研究5回を含む)
- ③ 主な取組成果

令和3年度までの結果で明らかになった「話す」の弱点克服のため、メンバーによる授業実践を重ね、小中学校で共通実践できる効果的な指導方法を見出すことができている。市内全小中学校で共通実践できるよう、その具体的な指導方法について周知する予定である。

(2) GTEC受検

令和4年度GTECの概要

- ① 受検者 市立中学校2年生(現3年生) 欠席者を除いた 2173名
- ② 受検日 令和5年1月16日~20日
- ③ 事業費 1, 1516, 900円
- ④ 受検区分 GTEC Core

⑤ 受検結果 ※ ★ は令和3年度との比較。

	技能	読む	聞く	書く	話す	合計
	仅相应	(Reading)	(Listening)	(Writing)	(Speaking)	(Total)
7	スコア上限値	210	210	210	210	840
	全国中2平均	84. 0	96. 0	136. 0	88.0	406.0
R4	久留米市平均	79. 0	87. 9	125. 3	77. 3	372. 6
	CEFR-J	→ A1. 1	♣ A1. 1	→ A1. 2	♣ Pre-A1	→ A1. 2
	全国中2平均	82. 0	93. 0	134. 0	87. 0	399.0
R3	久留米市平均	77. 7	95. 5	117. 9	84. 5	377. 5
	CEFR-J	A1. 1	A1. 2	A1. 2	A1. 1	A1. 2
	全国中2平均	75. 0	95. 0	113.0	84. 0	374. 0
R2	久留米市平均	79. 7	84. 0	125. 2	74. 8	366. 2
	CEFR-J	A1. 1	A1. 1	A1. 2	Pre-A1	A1. 1

※「CEFR-J」…日本の英語教育での利用を目的とした英語能力の到達度指標。 (A1.2以上が英語検定3級程度と想定されている。) * 別紙資料を参照

※全国平均については、全国の中学2年生が全て受検したものではない。

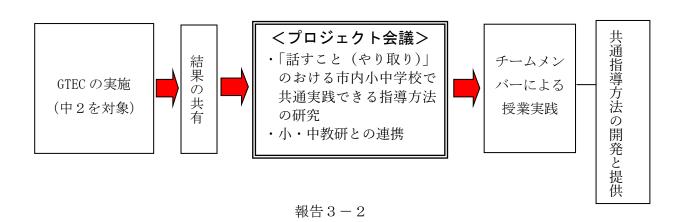
⑥ 結果を踏まえた課題

- ・「聞く」、「話す」については、令和3年度と比較するとレベルが下降しており、特に「話す」における小中間の接続を意識した共通実践が必要である。
- ・「読む」「書く」については、令和3年度と比較するとスコアが上昇しているが、4技能をバランス良く指導する必要がある。
- ・小中学校教育研究会外国語部会と課題の共有を図り、効果的な指導方法の共 通実践に向け連携する必要がある。

3 今後の取組

■久留米市小・中学校英語授業改善プロジェクトについて

令和5年度は、令和4年度に引き続き、小・中学校英語授業改善プロジェクトを 実施する。小学校の外国語活動及び外国語科、さらに、中学校の外国語科の小中 7年間を通して、「話すこと」(やり取り)において共通実践できる指導方法を市 内小中学校に提案する。



別紙資料

_____ 【各資格・検定試験と CEFR との対照表〔文部科学省(平成30年3月)〕からの抜粋】

CEFR	実用英語技能検定 ^{1級-3級}	GTEC Advanced Basic Core CBT	
C2	各級CEFR 算出範囲	各試験CEFR 算出範囲	
C1	3299 2600 2630	1400 1350	
B2	2599 2300 2304 2304 2304 2304)	1349 1190	
B1	2299 1950 1980 2 (1980)	1189 960 (1080)	CEFR - J 指標
A2	1949 1700 1728 進 (1728)	959 (840) Basic A Jvanced	A2.2 810~ A2.1 690~
A1	1699 1400 1456 3 3 3 4 4 (1400)	689 270 (270)	A1.3 520~ A1.2 370~ A1.1 270~
			Pre-A1

参考

3期教育振興基本計画では、中学校卒業段階で CEFR A1 レベル相当以上を達成した中学生の割合 50%を目標とする。 *調査は中3対象

	A1レベル以上取得している		A 1以上取得+思われる	
	久留米市	全国	久留米市	全国
R4	49.0	27.3	50	49.2
R3	46.3	27.2	47.2	47.0

ジュニア ICT リーダーの育成について

1 趣旨

久留米市では、国の GIGA スクール構想に基づき、児童生徒の ICT スキル、情報リテラシーの定着等を目的とする様々な教育活動を推進しています。

こうした活動の一環として、情報活用力を主体的に発揮することができる児童生徒の育成を目指して「くるめっ子ジュニア ICT リーダープログラム」を Google 社と連携して実施しています。

2 実施概要

(1) 開催日時

	第1回	第2回	第3回
1	7/2(日) 9時~12時	8/26(土) 9時~15時	12/9(土) 9時~15時
2	7/2(日) 13 時~16 時	8/27(日) 9時~15時	12/10(日) 9時~15時

*会場 教育センター又は北野小学校

(2) 対象者・参加状況

【対象者】小学5年生及び中学2年生(希望者)

【参加者】61人(小学5年生53人・中学2年生8人)

(3) プログラムの内容

- ①基本 / Chromebook 基本操作・ショートカットキーの使い方・ 情報リテラシー
- ②自己表現 / Google スライドの作り方・プレゼンテーションの方法
- ③情報発信 / Google サイト(ホームページ)の作り方







3 EDIX 関西 (大阪市) での代表児童による事例発表

令和5年6月16日に大阪市で開催された「EDIX(教育総合展)関西」において、 昨年度このプログラムに参加した南薫小学校の児童2名が事例発表を行いました。

【プレゼンの状況】



多くの来場者の前で Google サイトなどを使い、久留米の魅力や南薫小学校での GIGA スクールの取組状況などを Chromebookによりプレゼンしました。

子どもによる事例発表は久留米市のみで、来場者から高い評価を受けました。

【児童が作成したサイト(抜粋)】









8月定例教育委員会資料 令和5年8月28日 教育部総務

学校敷地内における車両損傷事故の発生について

1 発見日時

令和5年8月10日(木) 午前7時30分頃

2 発生場所

竹野小学校グラウンド

3 事故相手方

車 両 普通乗用自動車 所有者 市内在住の方

4 事故の状況等

竹野小学校グラウンド内のゴール (細身の鉄管を溶接して作られたと見られるもので製作者不明) が台風 6 号の強風で倒れ、近くに駐車していた避難者の車両のボンネットを損傷したもの

5 損害の状況

人的損害 なし

物的損害 ボンネットの損傷

6 位置等





発生箇所

第25回 紫灘旗全国高校遠的弓道大会の結果について

1 概要

久留米市を全国の弓道を志す高校生のあこがれの地とし、青少年健全育成に寄与する ために実施した紫灘旗全国高校遠的弓道大会の結果について報告するもの。

2 開催日

令和5年8月19日(土)、20日(日)

3 会場

久留米アリーナ 弓道場(久留米市東櫛原町170-1)

4 主催

久留米市、紫灘旗全国高校遠的弓道大会実行委員会

5 競技内容

(1)種類:3選手が各自4射×2回を行い、的中数により順位を決める団体競技

(2)種目:遠的競技(射距離60m、霞的の直径100cm)

(3)種 別:高校男子の部・高校女子の部

(4) 参加数:62校(男子32校、女子30校)

選手243名(男子128名、女子115名) ※1チーム:選手3名・補欠1名・監督1名

6 成績結果

	男子	女子
優勝	埼玉県立浦和高等学校	鹿児島県立加治木工業高等学校
準優勝	鹿児島実業高等学校	鹿児島県立伊集院高等学校
9 / 	鹿児島県立加治木工業高等学校	鹿児島県立加治木高等学校
3位	徳島県立徳島科学技術高等学校	東京都立東高等学校
	香川県立丸亀城西高等学校	桐生市立商業高等学校
F / \	松戸市立松戸高等学校	埼玉県立草加東高等学校
5位	慶應義塾湘南藤沢高等部	東京都立芦花高等学校
	鹿児島県立鹿児島南高等学校	筑紫台高等学校